

# 2020 年度阪南大学後援会 総会資料

議事および資料 目次

<第1号議案> p2～p6

2019年度事業報告、決算および監査報告について

<第2号議案> p7

2020年度役員を選出について

<第3号議案> p8～p12

2020年度事業計画について

<第4号議案> p13～p14

2020年度予算について

<第5号議案> p15

その他

<報告事項> p16

奨学金受給者の決定について

【参考資料】奨学金の給付金額および採用基準について

<資 料> p17～p20

後援会会則

2020年度 大学幹事会名簿

## 第1号議案

### 2019年度阪南大学後援会事業報告

#### 1. 家庭と大学との連携を図る事業（経費：3,726,104円）

(1) 後援会運営委員会および総会の開催

① 運営委員会

第1回運営委員会

・日 時：2019年5月25日（土）

第2回運営委員会

・日 時：2020年2月29日（土）

② 総 会（1,954,584円）

● 日 時：2019年7月6日（土）14:00～17:30

● 場 所：阪南大学 本キャンパス1号館 フロンティアホール

● 内 容：第1部 後援会総会（14:00～14:45）

第2部 講演会（15:00～16:00）

講師：(株) ビジネスリテラシー代表取締役【就活ワークス】主宰

神瀬 邦久（このせ くにひさ）氏

演題：「保護者のための就職ガイダンス ～家庭でできる就職支援～」

第3部 懇親会（16:00～）＜50周年記念館1階リバティールounge＞

(2) 後援会会報誌の送付（経費：922,760円）

会報誌を自宅宛に発送しました。（12月）

(3) Webサイトの運用（経費：848,760円 ※メールマガジン含む）

後援会ホームページに総会の模様をアップしました。

(4) メールマガジンの配信

メールマガジンの制作および配信しました。（2019年度配信回数：9回）

#### 2. 教学条件の整備充実、教育事業への支援（経費：5,314,046円）

(1) 図書館への（学生用）図書の寄贈（経費：1,422,496円）

選書ツアー等の際に購入した書籍類への補助を行いました。

(2) 海外派遣学生(本学学生)への渡航費補助（経費：2,113,850円）

①交換、協定留学生（本学学生）への補助を行いました。

②海外インターンシップ派遣学生への補助を行いました。

(3) 模擬英語国連参加学生の参加費を補助しました。（経費：562,000円）

(4) 学長表彰に伴う報奨制度（経費：145,000円）

報奨該当者（個人17名・3団体）への学長賞報奨金の半額を補助しました。

(5) はびなん弁当企画（経費：1,070,700円）

食育を目的として生協企画による定価360円の「はびなん弁当」を200円で販売し、1食につき160円の補助をしました。2019年11月25日～12月20日に毎日300食限定販売。毎日完売しました。

#### 3. 課外活動に対する支援（経費：5,174,240円）

(1) 優良団体への補助（経費：1,999,940円）

空手道部、スピードスケート部へ補助しました。

(2) 学外施設利用補助（経費：150,000円）

スピードスケート部、フォークソング部、軽音楽部、ダンス部の学外施設使用料の一部を補助しました。

(3) リーダー養成講座（経費：648,000円）

学生会研修キャンプ（2019年8月19、20日\_ホルクシア）で実施したチームビルド研修費等を補助しました。

(4) 合宿補助（経費：1,042,000円）

サッカー部、硬式野球部、バスケットボール部、フォークソング部、陸上競技部、ダンス部(GYC)、チアリーディング部、スピードスケート部、準硬式野球部、自動車部、硬式テニス（SEAGULL）、軟式野球（ICE MAN）の合宿に対し、1人2,000円の補助を行いました。

(5) 新入生歓迎イベント補助（経費：834,300円）

4月のオリエンテーションの時期に新入生歓迎会を学生会主催で実施しました。その際に配布した記念品（ボールペン）代の補助を行いました。

(6) 大学祭への補助を行いました。（経費：500,000円）

**4. 就職活動・キャリア教育への支援（経費：1,698,865円）**

筆記試験対策模擬試験の受験料（経費：1,048,865円）を補助しました。また学長奨励賞の報奨金の半額

（経費：650,000円）を補助しました。

**5. 国際交流活動への支援（経費：0円）**

留学生と日本人学生の日帰り交流旅行が企画されていましたが、新型コロナウイルスへの対応のため活動自体が中止となり、今年度は補助しておりません。

**6. 福利厚生に関する援助（経費：13,104,450円）**

(1) 学資支弁者の死亡等による就学困難者への援助（経費：2,160,000円）

援助対象者：4名

(2) 奨学金制度

学部成績優秀者奨励奨学金（経費：6,000,000円）

給付額 年額 400,000円

※2～4年次 各学年各学部1名 計15名（2019年度決定者数）

クラブ奨学金（1,700,000円）

給付額 年額 200,000円

※全学年 計9名（前期：9名、後期：8名）（2019年度決定者数）

(3) 学研災通学特約の加入費補助（経費：3,244,450円）

大学が全員加入している学研災（基本保険）に加えて、通学特約の加入費を補助しました。

**7. 卒業記念事業補助（経費：552,144円）**

卒業懇親会あるいは記念品の補助

記念品配布 26名（2019年9月卒業者）（経費：103,400円）

2019年度卒業懇親会は新型コロナ対策のため中止となりました。急な中止でキャンセル料（経費：448,744円）が発生するものについては、後援会から補助しました。

また、懇親会が開催されないことから卒業の記念として、メールオーダーの印鑑を贈呈しました。

**8. 特別費（経費：1,736,840円）**

全国大会、世界大会出場に伴う諸経費の補助

トランポリン部 第6回全日本トランポリン競技年齢別選手権大会、

第54回全日本学生トランポリン競技選手権大会、

川崎市長杯争奪2019国際トランポリンジャパンオープン出場に伴う備品補助を

行いました。

スピードスケート部

- 第30回全日本ショートトラックスピードスケート距離別選手権大会
- 第42回全日本ショートトラックスピードスケート選手権大会
- 第75回国民体育大会冬季大会スケート競技会
- 第92回日本学生氷上競技選手権大会
- 第43回全日本選抜ショートトラックスピードスケート選手権大会
- 2020 四大陸ショートトラックスピードスケート選手権大会

**9. その他** (経費:160,000 円)

弔慰金

後援会会員の中で逝去されたご父母さまに対して弔慰金を支出致しました。(対象：8名)

以 上

2019年度阪南大学後援会会計決算報告

2019年度阪南大学後援会（一般）会計決算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
後援会費収入	48,570,000	46,125,000	-2,445,000
受取利息	1,000	570	-430
前年度繰越金	73,562,416	73,562,416	0
収入の部合計	122,133,416	119,687,986	-2,445,430

(単位 円)

支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
教育研究経費支出	47,975,000	29,729,849	18,245,151
消耗品費支出	50,000	0	50,000
旅費交通費支出	280,000	185,060	94,940
通信運搬費支出	1,800,000	775,179	1,024,821
印刷製本費支出	2,000,000	802,750	1,197,250
支払報酬費支出	150,000	0	150,000
委託料支出	2,700,000	1,119,644	1,580,356
諸税手数料支出	10,000	200	9,800
会議費支出	1,500,000	843,271	656,729
厚生補導費支出	39,335,000	26,003,745	13,331,255
備品費支出	0	0	0
雑費支出	150,000	0	150,000
厚生補導費支出明細	39,335,000	26,003,745	13,331,255
(教育事業補助)	6,600,000	4,752,046	1,847,954
(課外活動補助)	8,025,000	5,174,240	2,850,760
(福利厚生補助)	15,890,000	13,104,450	2,785,550
(就職活動補助)	2,300,000	1,698,865	601,135
(国際交流活動補助)	1,500,000	562,000	938,000
(卒業記念事業補助)	4,620,000	552,144	4,067,856
(その他)	400,000	160,000	240,000
特別予算	14,000,000	1,736,840	12,263,160
その他の支出			0
2018年度末未払金	8,115,533	8,115,533	0
2019年度末未払金	0	-3,592,504	3,592,504
特別会計繰出金	1,000,000	0	1,000,000
翌年度繰越金	51,042,883	83,698,268	-32,655,385
支出の部合計	122,133,416	119,687,986	2,445,430

会計

坂口直美



2020年5月18日

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

会計監査

松下雅之



渡邊由紀夫



## 2019年度阪南大学後援会（特別）会計決算書


平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
受取利息	1,000	110	-890
一般会計繰入金	1,000,000	0	
前年度繰越金	12,945,182	12,945,182	0
収入の部合計	13,946,182	12,945,292	-1,000,890



(単位 円)

支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
翌年度繰越金	13,946,182	12,945,292	1,000,890
支出の部合計	13,946,182	12,945,292	1,000,890

会計 \_\_\_\_\_ 坂口直美 

2020年5月22日

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

会計監査 \_\_\_\_\_ 松下雅之   
 \_\_\_\_\_ 渡邊由紀夫 

## 第2号議案

### 2020年度役員を選出について

役 務	氏 名	お子様の学部・学年
会長	堀 隆司	経営情報学部・3年生
副会長	本石 明人	経済学部・4年生
副会長	松下 雅之	経済学部・3年生
会計	坂口 直美	国際コミュニケーション学部・3年生
会計監査	渡邊 由紀夫	経済学部・2年生
会計監査	白石 圭二	国際観光学部・1年生
役 員	鈴木 大介	経営情報学部・1年生



## 第3号議案

### 2020年度 阪南大学後援会事業計画

1. 家庭と大学との連携を図る事業（予算額：8,090,000円）
  - (1) 後援会運営委員会及び総会中止に伴う総会用資料の発送等
  - (2) 後援会会報誌の送付
  - (3) Webサイトの運用
  - (4) メールマガジンの配信
  
2. 教学条件の整備充実、教育事業への支援（予算額：6,600,000円）
  - (1) 図書館への（学生用）図書への寄贈
  - (2) 海外派遣学生への補助（航空券代とサチャージ料）
  - (3) 日本英語模擬国連参加費補助
  - (4) 学長表彰に伴う報奨制度
  - (5) 学生の健康維持に関する食育補助
  
3. 課外活動に対する支援（予算額：8,025,000円）
  - (1) 全国レベルに達したクラブへのレベル維持を目的とした支援  
※学生会所属団体として優秀な成績を挙げた団体に対する補助
  - (2) 学外施設使用料等への補助  
※学生会所属団体および大学登録サークル・同好会の活動に不可欠な施設使用料（公演、演奏会、展示会、発表会、競技会等のための施設の使用料）の補助
  - (3) 大学祭への補助
  - (4) 学生会所属団体および大学登録サークル・同好会の実施する合宿に対する補助
  - (5) 学生のリーダー養成講座に対する補助
  - (6) 新入生歓迎イベント補助
  - (7) その他課外活動への特別補助
  
4. 就職活動・キャリア教育への支援（予算額：2,300,000円）
  - (1) 就職試験対策受講料学生負担分の補助
  - (2) 資格取得者（学長奨励賞対象者）への報奨金の補助
  - (3) その他就職活動支援事業、キャリア教育事業に関する補助
  
5. 国際交流活動への支援（予算額：1,500,000円）
  - (1) 日本人学生と外国人留学生在が交流を深める行事等への補助
  - (2) 地域と外国人留学生在が交流を深める事業、行事への補助
  - (3) 国際交流活動に対する補助（ゼミ・フィールドワークの活動は対象外）
  
6. 福利厚生に関する援助（予算額：15,890,000円）
  - (1) 学資支弁者の死亡による修学継続困難学生への援助  
学費等の半期分の全額を補助。  
※なお、大学等における修学支援のための法律に基づく授業料減免対象者については、支援区分に応じて減免された残額分を補助する。
  - (2) 奨学金制度
  - (3) 学研災通学特約の加入補助
  
7. 卒業記念事業補助（予算額：8,687,856円）

(1) 卒業記念品の贈呈

※2020年3月卒業生対象の記念品（印鑑作成）の経費分（4,067,856円）を含む。

8. 特別費（予算額：14,000,000円）

(1) 全国大会出場等経費の補助

※交通費・人件費を除く諸経費の補助

(2) 世界大会出場等経費の補助

※交通費・人件費を除く諸経費の補助

(3) 全国大会等応援に伴う費用の補助

(4) 全国大会出場選手等の食費補助

(5) 応援バス等の費用補助

9. その他（予算額：3,000,000円）

(1) 社会貢献活動に対する補助

(2) 弔慰金

※学生および父母あるいは学資支弁者の死亡に対しての弔慰金

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する補助

以上

## 2020年度 阪南大学後援会からの補助費の内容と支給基準

### 1. 家庭と大学との連携を図る事業

#### 2. 教学条件の整備充実、教育事業への支援

##### (1) 図書館への（学生用）図書への寄贈

対 象 図書館により選定された就職活動、資格取得等参考書・問題集、視聴覚資料、学生選書ツアーによる選書本等の購入費用（電子書籍含む）

基 準 150万円を上限として補助する。

##### (2) 海外派遣学生に対する補助

対 象 大学が海外に派遣した学生（阪南大学が協定を結ぶ外国の大学または、企業へ派遣する学生等）

基 準 航空券代とサーチャージ料の合計額の30%相当の金額を補助する。  
上限50,000円/人 ただし、本学を除く他団体からの補助がある場合は除く。

##### (3) 日本英語模擬国連への参加費補助

対 象 模擬国連参加学生

基 準 模擬国連の参加費を補助する。

（ただし他団体からの補助がある場合は除く）上限25,000円/人まで

##### (4) 学長表彰に伴う報奨制度

対 象 学長が表彰する学生

基 準 学長が表彰する報奨金の半額を補助する。

### 3. 課外活動に対する支援

#### (1) 全国レベルに達したクラブへのレベル維持を目的とした支援

対 象 学生会所属団体として前年度優秀な成績を挙げた団体

基 準 ①前年度、全国大会出場の場合は今年度の活動維持費として50万円を上限として補助する。

②前年度、公式戦4位（1部リーグ）以上の成績を挙げた場合は、今年度の活動維持費として25万円を上限として補助する。

③個人競技については①②の半額を上限とし、所属団体に今年度の活動維持費として補助する。

ただし、活動維持費の用途は大学・学生会から援助されない活動に不可欠な費用とする（強化合宿・遠征費および用具代等）。

#### (2) 学外施設使用料等への補助

対 象 学生会所属団体および大学登録サークル・同好会の活動に不可欠な施設の使用料等及び公演、演奏会、展示会、発表会、競技会等のための施設の使用料

基 準 1回で10万円を超える施設使用料の半額。ただし1回につき上限5万円とし、年4回までとする。

#### (3) 大学祭への補助

対 象 大学祭の活動費

基 準 50万円を上限として補助する。

※講演料やイベント開催に必要な経費の補助

#### (4) 学生会所属団体および大学登録サークル・同好会の実施する合宿に対する補助

対 象 学生会所属団体および大学登録サークル・同好会として合宿を実施した団体

基 準 合宿参加期間中の補助として1人あたり3,000円を補助する。

ただし、年2回までとする。

(5) その他課外活動への特別補助

- 対 象 課外活動関係のうち、上記(1)から(4)に該当しないもの  
(大学の名声を高める社会的善行、功労等のあった団体、あるいは個人)  
※対象については、運営委員会において適宜検討する。

4. 就職活動・キャリア教育への支援

(1) 就職活動試験対策講座受講料学生負担分の補助

- 対 象 本学指定の就職活動試験対策講座を受講した学生  
基 準 学生負担受講料の全額

(2) 資格取得者(学長奨励賞対象者)への報奨金の補助

- 対 象 学長奨励賞の対象資格を取得した学生とする。  
基 準 学長が表彰する報奨金の半額を補助する。但し、補助総額の上限を200万円とする。

(3) その他就職活動支援事業、キャリア教育事業に関する補助

- 対 象 本学において実施されている就職活動支援事業、キャリア教育事業に係わる経費  
※対象については、運営委員会において適宜検討する。

5. 国際交流活動への支援

(1) 日本人学生と外国人留学生在が交流を深める行事への補助

- 対 象 本学の日本人学生と外国人留学生在が共に参加し、交流を深める行事  
基 準 行事に係わる交通費、保険代、その他経費補助する。(原則として飲食代は除く)

(2) 地域と外国人留学生在が交流を深める事業、行事への補助

- 対 象 本学外国人留学生在が地域と交流を深めるために参加する行事  
基 準 行事に係わる経費を補助する。(飲食代は除く)  
し、1行事につき上限を10万円とする。

(3) 国際交流活動に対する補助(ゼミ・フィールドワークの活動は対象外)

- 対 象 国際交流活動に参加した者  
基 準 1万円/1人

6. 福利厚生に関する援助

(1) 学費支弁者の死亡による修学継続困難学生への援助

- 対 象 学費支弁者の死亡による修学継続が困難な学生  
基 準 学費等の半期分の全額を補助する。

なお、大学等における修学支援のための法律に基づく授業料減免対象者については、支援区分に応じて減免された残額分を補助する。

(2) 奨学金制度

- ①学部成績優秀者奨学金 年額 400,000円  
2~4年次生対象 各学年各学部1名 合計15名(単年度申請)  
②クラブ奨学金 年額 200,000円  
全学年対象 合計15名(単年度申請)

7. 卒業記念事業補助

(1) 卒業記念品の贈呈

- 対 象 3月卒業生、9月卒業生  
基 準 卒業生には1人当たり5,000円を上限として記念品を贈呈する。

8. 特別費

(1) 全国大会出場等経費の補助

- 対 象 全国規模の競技大会等へ出場する選手(補欠選手を含む)

- 基準 大会出場に必要な諸経費（交通費・人件費を除く）につき、1大会1人あたり5万円を上限として補助する。  
※ただし、所属リーグの下部リーグで全国大会に出場した場合は、1人あたり2万5千円とする。  
※同一年度内で申請できるのは2回を限度とする。（強化クラブは除く）  
※なお、本学および他団体から諸経費の補助がある場合を除く。

(2) 世界大会出場等経費への補助

対象 世界規模の競技大会等へ出場する選手（補欠選手を含む）

基準 ①大会出場に必要な諸経費（交通費・人件費を除く）につき、1大会1人あたり10万円を上限として補助する。

②上記①に加えて、大学から会場所在地までの往復運賃の半額を補助する。

ただし、同一年度内で申請できるのは2回を限度とする。（強化クラブは除く）なお、他団体から補助がある場合を除く。

(3) 全国大会等応援に伴う費用の補助

対象 全国規模の競技大会等へ出場する学生会所属の団体及び個人

基準 応援に必要な消耗品（スティックパルーン、メガホン等）代を補助する。

(4) 全国大会、世界大会出場選手等の食費補助

対象 全国・世界規模の競技大会等へ出場する学生会所属の団体及び個人

基準 大学、学生会からの補助に加えて支出が必要な場合は1人1日2,000円を限度として補助する。

(5) 応援バス等の費用補助

対象 全国規模の競技大会等へ出場する学生会所属の団体及び個人

基準 学生会補助による応援バスの同等費用を補助する。

※応援バス等の特別費予算執行については、全国大会に出場が決定した時点で後援会長の承認のもとに柔軟に予算執行することとする。

9. その他

(1) 社会貢献活動に対する補助

対象 ※大学が認めた社会貢献活動を行った学生

基準 1件1名につき5,000円を限度して必要経費を補助する。

※学生委員会が承認した社会活動とする。

(2) 弔慰金

対象 学生本人及び父母あるいは学費支弁者の死亡に対しての弔慰金

基準 学生本人 2万円

父母あるいは学費支弁者 2万円

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する補助

・遠隔授業に伴うパソコン発送費用補助

・その他新型コロナウイルス感染拡大防止対策が要因となる補助

※対象については、運営委員会において適宜検討する。

以上

## 第4号議案

2020年度阪南大学後援会一般会計予算書			
収入の部		自 2020年4月1日 至 2021年3月31日 (単位:円)	
項目	本年度予算額	前年度予算額	差額
後援会費	48,600,000	48,570,000	30,000
受取利息	1,000	1,000	0
前年度繰越金	83,698,268	73,562,416	10,135,852
収入の合計	132,299,268	122,133,416	10,165,852
支出の部		(単位:円)	
科目	本年度予算額	前年度予算額	差額
教育研究経費支出			
消耗品費	50,000	50,000	0
旅費交通費	280,000	280,000	0
通信運搬費	2,200,000	1,800,000	400,000
印刷製本費	2,200,000	2,000,000	200,000
支払報酬費	150,000	150,000	0
委託料	2,700,000	2,700,000	0
諸税手数料	10,000	10,000	0
会議費	500,000	1,500,000	▲ 1,000,000
厚生補導費	46,002,856	39,335,000	6,667,856
備品費	0	0	0
雑費	150,000	150,000	0
小計	54,242,856	47,975,000	6,267,856
特別予算	14,000,000	14,000,000	0
その他の支出			0
2018年度末未払金		8,115,533	
2019年度末未払金	3,592,504		
特別会計繰出金	3,000,000	1,000,000	2,000,000
翌年度繰越支払資金	57,463,908	51,042,883	6,421,025
支出の合計	132,299,268	122,133,416	10,165,852
厚生補導費明細			
項目	本年度予算額	前年度予算額	差額
教育事業補助	6,600,000	6,600,000	0
課外活動補助	8,025,000	8,025,000	0
福利厚生補助	15,890,000	15,890,000	0
就職活動補助	2,300,000	2,300,000	0
国際交流活動補助	1,500,000	1,500,000	0
卒業記念事業補助	8,687,856	4,620,000	4,067,856
その他補助	3,000,000	400,000	2,600,000
合計	46,002,856	39,335,000	6,667,856

**2020年度阪南大学後援会特別会計予算書**

2020年度阪南大学後援会特別会計予算書			
収入の部		自 2020年4月1日 至 2021年3月31日 (単位:円)	
項目	本年度予算額	前年度予算額	差額
前年度繰越金	12,945,292	12,945,182	110
一般会計繰入金	3,000,000	1,000,000	2,000,000
受取利息	1,000	1,000	0
収入の合計	15,946,292	13,946,182	2,000,110
支出の部		(単位:円)	
科目	本年度予算額	前年度予算額	差額
予備費(銀行手数料等)	10,000	0	10,000
翌年度繰越金	15,936,292	13,946,182	1,990,110
支出の合計	15,946,292	13,946,182	2,000,110

第5号議案

その他

特になし



## 報告事項

### 奨学金受給者の決定について

#### ① 学部成績優秀者奨学金

給付額 年額 400,000 円 ※2～4 年次 各学年各学部 1 名 計 15 名 (2020 年度決定者数)

#### ② クラブ奨学金

給付額 年額 200,000 円 ※全学年 計 10 名 (2020 年度決定者数)

※個人情報保護の観点から、①及び②の奨学金受給決定者発表につきましては、本人宛決定通知  
発送をもってかえさせていただきます。

#### 【参考資料】

#### 奨学金の給付金額および採用基準について

##### (1) 学部成績優秀者奨学金

<目的> 経済学部、流通学部、経営情報学部、国際コミュニケーション学部、国際観光学部の5学部において、各学年、各学部で最も優秀な学業成績を修めた学生に対して学費を援助し、奨励することを目的とする。

<対象学年> 本学に在学する2～4年次生までの学部学生

<併用> 貸与奨学金とは併用可能。給付奨学金とは併用不可。

<金額> 400,000円 (前期と後期の2回に分けて200,000円ずつ給付されます。)

<採用枠> 15名 (各学年各学部1名ずつ)

##### (2) クラブ奨学金

<目的> 本学のクラブに所属し、過去の文化体育活動において特に優秀であり、また今後も活躍が期待される成績、人物ともに優れている学生に対して学費を援助し、より効果的な選手活動を奨励することを目的とする。

<資格> 本学に在学する4年次生までの学部学生

<併用> 貸与奨学金とは併用可能。給付奨学金とは併用不可。

<金額> 200,000円 (前期と後期の2回に分けて100,000円ずつ給付されます。)

<採用枠> 15名 (全学年)

(クラブ内訳)

サッカー部	2名
硬式野球部	2名
スポーツスクート部	2名
トランポリン部	2名
チアリーディング部	1名
その他体育会クラブ	4名
文化会クラブ	2名

# 阪南大学後援会会則

制 定 平成6年10月19日

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は阪南大学後援会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は阪南大学（以下「大学」という。）学部学生の諸活動及び福利厚生に対する援助を行うとともに、大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学部学生の教育に対する援助
- (2) 学部学生の福利厚生に対する援助
- (3) 会報の発行
- (4) その他本会の目的達成に必要な事項

(事務所の所在地)

第 4 条 本会は事務所を阪南大学内におく。

2 本会の事務の取扱いは大学事務局が行う。

(会員の種類)

第 5 条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正 会 員 大学の学部在学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、運営委員会で承認された者

(会費)

第 6 条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は年額10,000円とする。
- (2) 賛助会員は年額10,000円とする。
- (3) 外国人留学生については、会費を免除する。

## 第 2 章 役員、顧問及び幹事会

(役員)

第 7 条 本会に6名以上8名以内の役員を置く。

2 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会 長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 会 計1名
- (4) 会計監査2名

(役員を選任)

第 8 条 役員は、総会において正会員のうちから選任する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補選されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了の後でも、後任が選出されるまではその職務を行う。

(役員職務)

第 10 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- (3) 会計は本会の会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は本会の会計並びに収支決算を監査する。

(顧問)

第 11 条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は理事長、学長及び運営委員会の承認を得て会長が委嘱するもの若干名とする。
- 3 顧問の任期は理事長及び学長は在任中とし、その他の顧問は役員の任期を適用する。
- 4 顧問は運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(幹事会)

第 12 条 大学との交流を密にし、本会の事業運営を円滑にするために、大学に幹事会をおく。

2 幹事会は、次の各号の幹事をもって構成する。

- (1) 学生部長
- (2) 教務部長
- (3) 各学部長
- (4) 大学事務局長
- (5) 学長室長
- (6) 学生部事務部長
- (7) 教務部事務部長
- (8) 学生課長
- (9) 教務課長

- 3 幹事の任期は、各幹事の在任中とする。
- 4 幹事会の議長は学生部長とする。
- 5 幹事会は必要に応じ幹事以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### 第 3 章 総 会

(総会の開催)

第 13 条 総会は会長が毎年 1 回招集し、議長となる。

- 2 会長が必要と認めたとき、又は運営委員の 3 分の 1 以上の請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

(議決事項)

第 14 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 役員の選出
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 事業計画
- (4) 会長が必要と認めた事項

(議決方法)

第 15 条 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

### 第 4 章 運営委員会

(運営委員会)

第 16 条 本会に運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、役員及び幹事をもって構成する。
- 3 運営委員会は会長が招集する。
- 4 会長は 3 分の 1 以上の運営委員から運営委員会の招集を請求された場合は、運営委員会を開催しなければならない。
- 5 運営委員会の議長は会長とする。
- 6 会長は必要に応じ運営委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議決事項)

第 17 条 運営委員会は次の事項を議決する。

- (1) 予算、決算に関する事項
- (2) 本会の事業の企画、立案並びに運営に関する事項
- (3) 総会の議決により付議された事項
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事項  
(議決方法)

第 18 条 運営委員会は、委員の3分の2の出席（委任状を含む）により成立し、その議事は出席者の2分の1以上の同意を持って議決される。

2 可否同数の時は議長が決するところによる。

## 第 5 章 会計および監査

(会計)

第 19 条 本会の収入は、会費および寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日終わるものとする。

(監査及び報告)

第 21 条 本会の経理は、会計監査を経てこれを総会に報告し、承認を求めるものとする。

## 第 6 章 会則の改廃

(会則の改廃)

第 22 条 本会則の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和2年6月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

後援会所在地) 大阪府松原市天美東5-4-33

阪南大学内

## 2020 年度 大学幹事会名簿

※阪南大学後援会会則第 12 条第 2 項に基づく構成員

役職名	氏名
学生部長	権 瞳
教務部長	西 洋
流通学部長	新谷 雅美
経済学部長	崎濱 秀行
経営情報学部長	濱 道生
国際コミュニケーション学部長	賀川 真理
国際観光学部長	森重 昌之
大学事務局長	井元 茂樹
学長室長	高田 雅之
学生部事務部長	下条 卓治
教務部事務部長	吉田 泰作
学生課長	神元 雅文
教務課長	浅井 輝